

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

しりうち地域産業拠点整備プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上磯郡知内町

3 地域再生計画の区域

北海道上磯郡知内町の全域

4 地域再生計画の目標

人口減少を抑制し、持続可能な知内町を将来に引き継いで行くためには、子どもからお年寄りまでが住みたくなる、安心して住み続けられる魅力的なまちづくりが必要であるとともに、住みよさばかりではなく雇用を生み出せる主力産業がしっかりしたまち、行政サービスや本町が推進している再生可能エネルギーの利用を含め持続可能な地域経営に対応した社会基盤のしっかりしたまちづくりを目指し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し持続可能な自主・自立のまちを目指す。

本町の産業就業人口は1次産業が主力となっているが、就労者の高齢化、生産年齢人口の減少により地域経済の衰退が懸念されている。このため、新規雇用の確保により就労人口の早期若返りを図る中で高齢化を改善し、安定して地域産業を持続的に維持発展させる必要があるため、昨年6月に制定した「知内町ものづくり産業振興条例」に係る施策（雇用・担い手支援、人材育成支援、ものづくり支援、企業立地支援、移住支援）などを展開し、担い手確保や新規雇用の拡大を図り「しごと」と「ひと」の改善を進め、地域に活力を与えて地域経済を持続的に維持発展させ、これらの取り組みを継続することにより人口減少に歯止めをかけ、安心して住み続けられるまちの実現を図る。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)
新規就労者数	0 名	9 名	17 名	17 名
しりうち地域産業 担い手センター利 用者が新規就労し た件数	0 件	0 件	0 件	2 件

	平成 31 年度 (4 年目)	平成 32 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
新規就労者数	17 名	17 名	77 名
しりうち地域産業 担い手センター利 用者が新規就労し た件数	3 件	4 件	9 件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

就労者の高齢化、生産年齢人口の減少により地域経済の衰退が懸念されている現状の改善を図るため、昨年6月に制定した「知内町ものづくり産業振興条例」に係る施策（雇用・担い手支援、人材育成支援、ものづくり支援、企業立地支援、移住支援）と地方創生推進交付金を活用した「活力ある地域産業創造プロジェクト事業【深化型】」を展開するとともに、併せて地域産業を担う人材を町外から受け入れる拠点施設（しりうち地域産業担い手センター）を整備することにより相乗効果を発揮させ、産業の担い手、新規就労者の確保に繋げ、地域産業を維持・発展させ持続可能なまちづくりに取り組み、地域に活力を取りもどし地域経済を維持発展させ人口減少に歯止めをかけ、安心して住み続けられるまちの実現を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

北海道上磯郡知内町

② 事業の名称：しりうち地域産業担い手センター整備事業

③ 事業の内容

本町の産業就労人口は、主力産業である1次産業を中心に高齢化や就業人口の減少が著しい現状にあり、今後10年間を見通した場合、就労者の更なる高齢化や離職などにより、地域特産品などの生産量・販売額の落ち込みが懸念されている。この様な状況から、既に採択されている地方創生推進交付金を活用した「活力ある地域産業創造プロジェクト事業【深化型】」を展開したところ、新たな企業進出や雇用の拡大に繋がるなどの効果が見られた。この取り組みを継続するとともに、地域産業を担う人材を町外から受け入れる拠点施設（しりうち地域産業担い手センター）を整備することにより相乗効果を発揮させ、更なる雇用の拡大に繋げる。施設整備により年間を通じて短・長期間の研修滞在が可能となり、入居者は地元企業や農業法人等での就業研修を通じて、職場環境や地域住民との交流・生活環境の体験を得る中で本町の魅力を体感して頂き、産業の担い手、新規就労者の確保に繋げ、地域産業を維持・発展させ持続可能なまちづくりに取り組む。

また、施設には就労相談ワンストップ窓口を設置し各種問合せ対応のほか、地域産業の異業種間交流の拠点の場としての活用を図り「ふるさと名物開発」など新たな地域特産品創出の場としての利用も検討している。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

地域産業を安定的に維持・発展させるため、知内町ものづくり産業振興条例に係る施策と地域産業を担う人材を受け入れる施設整備（しりうち地域産業担い手センター）を併せて推進することにより相乗効果を発揮させ、本町が抱える産業就労者の高齢化、生産年齢人口の減少、地域経済の衰退などの課題解決を図り持続可能な自主・自立のまちづくりを目指す。

【官民協働】

地域課題（就労者の高齢化、生産年齢人口の減少など）を解決するため民間団体で組織する「しりうち地域産業担い手協議会（仮称）」を組織し施設の管理運営を担うほか、施設には就労ワンストップ窓口を設置し各種問合せ対応を行うことや、地域産業の異業種間交流の拠点の場としての活用を図り「ふるさと名物開発」など新たな地域特産品創出の場としての利用など官民が協働して地域課題の解決に取り組み地域の活性化を図る。

【政策間連携】

知内町ものづくり産業振興条例に係る施策と地域産業を担う人材を町外から受け入れる施設整備（しりうち地域産業担い手センター）を併せて取り組むことにより、産業の担い手・新規就労者の確保に繋げ、地域産業の持続的維持発展、雇用確保が図られ、人口減少に歯止めをかけるなどの産業政策・雇用政策・人口政策の連携が図られる。また、新規就労者が本町に移り住むことによる移住政策、更に空き家を利用する場合には空き家対策との連携が図られる。

⑤ 重要業績評価指数（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)
新規就労者数	0 名	9 名	17 名	17 名
しりうち地域産業担い手センター利用者が新規就労した件数	0 件	0 件	0 件	2 件

	平成 31 年度 (4 年目)	平成 32 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
新規就労者数	17 名	17 名	77 名
しりうち地域産業 担い手センター利 用者が新規就労し た件数	3 件	4 件	9 件

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を地域創生推進室が取りまとめ、今年7月20日に設置した産官学金言を含む9名で構成する「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証評価委員会」に報告し、本検証評価委員会において、事業の進捗状況を確認しながらKPIの検証評価を行い、必要に応じて改善を図り目標を達成していく。

なお、検証評価委員会での検証結果などについては、広報や知内町ホームページなどを活用し公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 207,440 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日（5ヵ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 知内町ものづくり産業振興事業（雇用・担い手支援、人材育成支援ほか）

事業概要：ものづくり産業振興事業による、雇用・担い手支援、人材育成支援、ものづくり支援などを通じて産業就労人口を2015年レベルに維持する。

実施主体：北海道上磯郡知内町

事業期間：平成27年度～平成32年度

(2) ふるさと創生補助事業

事業概要：新たな分野への進出や商品開発などに係る経費を補助し企業を支援する。

実施主体：北海道上磯郡知内町

事業期間：平成3年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証評価委員会」において結果についての検証評価を行う。検証評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標 1

新規就労者数については、産業振興課の担当係が把握しているデータを地域創生推進室が取りまとめ年度毎の状況を把握する。

目標 2

施設利用者が新規就労した件数については、産業振興課の担当係が把握しているデータにより年度毎の状況を把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)
新規就労者数	0 名	9 名	17 名	17 名
しりうち地域産業 担い手センター利 用者が新規就労し た件数	0 件	0 件	0 件	2 件

	平成 31 年度 (4 年目)	平成 32 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
新規就労者数	17 名	17 名	77 名
しりうち地域産業 担い手センター利 用者が新規就労し た件数	3 件	4 件	9 件

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

「7-2 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容」に示す目標の達成状況に係る評価結果については、毎年度、広報や知内町ホームページなどにより公表する。